

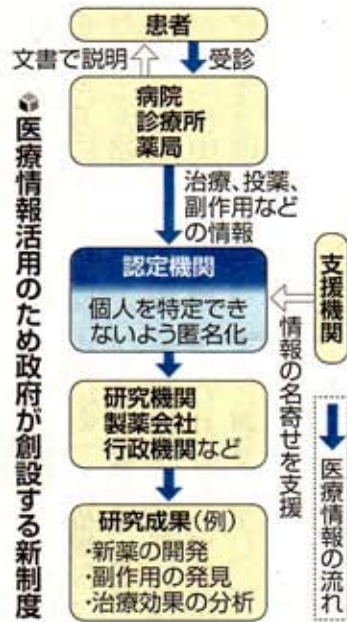
医療ビッグデータ新法

政府提出へ 「認定機関」で匿名化

個人の医療情報を「ビッグデータ」として集約し、将来の治療法の確立や、新薬開発につなげるために政府が検討している新制度の概要が明らかになった。国が、医療系の学会や医薬品の開発などを行っている団体を「認定機関」に指定し、認定機関が病院や薬局などが保有している患者の治療や投薬に関する情報を集められるようにするのが柱だ。認定機関は、集まった情報を匿名化して大学など研究機関に提供する。政府は20日召集の通常国会に新法を提出し、2018年中の実現を目指す。〈解説④面〉

治療・薬開発に活用

新法の名称は「医療分野の研究開発に資する医療情報提供促進法案」（仮称）。政府は、医療ビッグデータの集約により、多数の症例や治療経過を分析することが可能になり、治療効果の



医療情報活用のため政府が創設する新制度

多くの人が罹患する病気について、個人の体質に合った予防策や進行抑制方法が高い精度で見つける効果も期待される。

新制度では、認定機関が病院や薬局などに患者の治療歴や検査結果、投薬歴や副作用などの提供を呼びかける。強制力はなく、情報を提供するかどうかは医療

人の履歴などで電子活動の膨大なデータが蓄積され、産業構造の転換を促している。ビッグデータの有用性を重視し、認定機関については「例外措置」として同意は不要とし、患者が拒否した場合に限り、情報が提供されない仕組みとする方向で検討している。

認定機関は集約した情報を個人が特定できないよう名前などを削除した上で、申請した研究機関などに限って利用を認める。

医療情報は、個人情報保護法で第三者に提供される際に本人の同意が必要とされる。今年5月に全面施行される改正個人情報保護法では、病歴は人種、信条、犯

罪歴などと同じ、「要配慮個人情報」に位置づけられ、厳格な取り扱いが求められる。政府は医療ビッグデータの有用性を重視し、認定機関については「例外措置」として同意は不要とし、患者が拒否した場合に限り、情報が提供されない仕組みとする方向で検討している。

政府は認定機関を全国に数か所つくる方針だ。情報流出を防ぐため、認定機関のシステムを外部ネットワークと分離し、利用者も限定する。個人情報の流出などの事態が起きた場合の罰則のあり方などについては引き続き検討している。